

○山田なおこ 副委員長

それでは、増田委員、質問項目をお知らせください。

◆増田裕一 委員

まず青少年の自立応援・社会参加事業について、在宅介護における家族介護者支援について、時間があれば、騒音問題について、あと予防接種についてお尋ねいたします。

まず、青少年の自立応援・社会参加事業に関連する平成21年度の決算額及び執行残額、執行率をお示しください。

◎児童青少年課長

ご質問のほうでございますけれども、決算額でございますが、1,284万2,525円、執行残でございますけれども、170万8,475円、執行率のほうでございますが、88.3%でございます。

◆増田裕一 委員

本事業の目的をお尋ねいたします。また、個別事業の内訳をお示しください。

◎児童青少年課長

青少年の自立応援・社会参加事業の目的でございますけれども、青少年については、自己肯定感を強く持ち、自主性、社会性、創造性をはぐくみ、自立を促進することを目的として施策の展開をいたしております。

決算額でございますけれども、48万268円でございます。

◆増田裕一 委員

質問したかったのは、青少年の自立応援・社会参加事業についての、それにぶら下がっている個別事業の内訳をお示しくださいということです。

◎児童青少年課長

申しわけございません。成人祝賀のつどいのほうでございますけれども、ユースプロジェクトすぎなみの運営135万3,000円、青少年情報誌「セドル」の編集委員会等につきまして213万9,000円、キッズホームページの運営159万5,000円、その他、ジョブ・スタート等でございますけれども、121万4,000円でございます。

◆増田裕一 委員

ここでいう青少年の定義をお尋ねいたします。

◎児童青少年課長

ここで申します青少年、基本的に中心になりますのは18歳までというような形になりますけれども、事業展開といたしましては、私どものほうでは24歳までという形で実施してございます。

◆増田裕一 委員

それでは、個別で、成人祝賀のつどいにつきまして、企画運営はどのようになっているのでしょうか。

◎児童青少年課長

数々の企画運営につきましては、変遷を経まして、21年度につきましては、委託事業者によりまして企画運営を進めてございます。

◆増田裕一 委員

決算額の654万余というのは、いわゆる委託費ということですか。

◎児童青少年課長

委託費のほうでございますけれども、委託費につきましては、460万余でございます。そのほかに通信連絡費、郵送によるはがきでご招待状などをお配りしていますので、そういった経費が含まれてございます。

◆増田裕一 委員

成人祝賀のつどいなんですけれども、確かに戦後間もなく、20歳になった子どもたちについて、そのお祝いをするというのが本来の趣旨であったかと思いますが、しかしながら、当区においては、青少年の自立応援と社会参加事業に含まれているということは、それ相応の意義があるかと思えます。成人祝賀のつどいに、ある意味お客さんとして参加するというのもあるんですが、先ほど申し上げてまいりましたような事業の目的、青少年の自立を目的とするという観点からしますと、ある種実行委員会的なものをつくりまして、20歳を迎える前後の子どもたちを含めて、実行委員会形式で企画運営というものに当たるということも1つの考えかと思えますが、いかがでしょうか。

◎児童青少年課長

申しわけありませんが、ちょっと年度のほうを失念してございますけれども、数年前まで実行委員会方式で、3年間ほど

でございますが、実施をいたしました。その段階の検証も含めまして、一番問題になりますのは、実行委員に参加してくださる方、ちょうど学校等の状況ですとか仕事等がお忙しいということで、なかなか実行委員会自体を組んでいくことが難しくなってきたということで、委託方式というような形に切りかえたところでございます。

◆増田裕一 委員

そうすると、青少年の自立応援という本来の事業、親事業の目的というものがある種果たされないのかなというふうに思います。また再考のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、ユースプロジェクトすぎなみについてお尋ねいたします。

本事業の実施の経過及びその目的をお尋ねいたします。

◎児童青少年課長

ユースプロジェクトすぎなみでございますけれども、中高校生の社会参加並びに自己主張と申しますか、そういったことを高めるということで、平成11年から事業を実施しているものでございます。

◆増田裕一 委員

次に、青少年情報誌「セドル」についてお尋ねしてまいりたいと思います。

この情報誌「セドル」とはどのようなものでしょうか。実施の経過及びその目的をお尋ねいたします。

◎児童青少年課長

「セドル」でございますけれども、こちらのほうも平成11年より行っておりますけれども、その11年の際、厚生労働省の試行的事業といたしまして、年長児童育成の街というような形で、子ども委員会というものを設置いたしました。その委員会におきます委員の、当時の児童たちが、自分たちで雑誌をつくりたいという発案に基づきまして、その意向を酌んで実施を開始したものでございます。

◆増田裕一 委員

この「セドル」はどのように編集されているのでしょうか。また、どの程度の間隔で発行され、どこで配布されているのでしょうか。

◎児童青少年課長

こちらのほうにつきましては、雑誌づくりの講座というのを中高校生向けに行いまして、そこに参加された方の中から希望される方を編集委員として実施しております。例年6月ぐらいから年度いっぱいまで行いまして、3月時期になりますけれども、年1回の発行で、区内の中学校、私立中学校、区内図書館、そういったところに6,000部ほど配布してございます。

◆増田裕一 委員

読者アンケートですとか、編集委員に対するアフターフォローは実施しておりますでしょうか。

◎児童青少年課長

読者アンケートというような形で定型的なものは実施しておりません。ただ、編集をいたしました中高校生が町なかに出まして、この雑誌を配るといときに、受け取ってくださった方から読んだ感想をいただきまして、それを自分たちの報告書といいますか、そういったものに記した程度のものでございます。

それからフォローアップでございますけれども、こちらのほうは、中高校生だけではなくて、その上の24歳までというような形で、こちらのサポートに回る。それから先ほどございましたユースプロジェクトのほうのサポーターに回るなどして、自分たちの自主性から指導性というものを発揮するような場を備えてございます。

◆増田裕一 委員

これまでの実績を踏まえて、区はどのように総括するのでしょうか、区のご見解をお尋ねいたします。

◎児童青少年課長

本年の発行をもちまして10周年というような形になります。この10年の間で雑誌の編集、これは地域の情報誌という形を、中高校生年代に向けて中高校生が発信するという形をとってございました。その目的、そういったものが時代に合っているのか、それとともにまた、これが本人たちだけではなくて他の中高校生についても有益なのかということを検証し、見直す時期に来たのかというふうには考えてございます。そういった検証を含めまして、今後のことについては方向性を定めたいと考えてございます。

◆増田裕一 委員

今課長からもご答弁いただきましたとおり、この「セドル」に限らず、親事業である青少年の自立応援・社会参加事業

は、その目的に照らしますと、費用対効果に課題があると受けとめております。また過去の流れから、前例踏襲的に予算が配分されてきたと思われる事業も存在いたします。本事業は、関連する他の事業との間で、目的等を考慮しながら整理統合を図るべきと考えますが、区のご見解を最後にお尋ねいたします。

◎児童青少年課長

事業実施に当たりましては、費用対効果だけではなくて、こちらが見詰めます将来像に沿っているかということがございます。そういった意味では、常に検証を進めまして見直し、また、いいところにつきましては伸ばすような形での施策の転換というふうなことを考えてまいりたいと思っております。

◆増田裕一 委員

よろしく申し上げます。

次に、在宅介護における家族介護者支援についてお尋ねしてまいります。

区内におきまして、要介護と判定された高齢者はどの程度いらっしゃるでしょうか。要介護度ごとに、その人数をお示しく下さい。

◎介護保険課長

本年3月末現在でございますが、全体でいきますと19,178人でございます。要支援1、3,014人、要支援2、2,421人、要介護1、2,946人、要介護2、3,414人、要介護3、2,636人、要介護4、2,428人、要介護5、2,319人でございます。

◆増田裕一 委員

昨日も他の会派の委員からもるるご質問がございました。在宅で高齢者を介護している家族介護者への支援につきまして、これまでの取り組みの総括はいかがでしょうか。また、今後の課題につきまして、区のご見解をお尋ねいたします。

◎高齢者在宅支援課長

これまでも、介護用品の支給だとか家族介護継続支援事業など個別的な支援、それから、介護者の方が集える介護者の会の活動支援など行ってまいりました。そういった中でも、介護者の方の心身の負担軽減ということは大変重要な課題だと考えております。

◆増田裕一 委員

1つの考え方をお尋ねいたします。在宅で高齢者を介護している家族介護者の方々は、日ごろの介護で心身ともに疲れ切っております。先ほど課長からもご答弁いただいたとおりでございます。その支援の1つとして、いわゆる三療の施術を受けた際、その費用の一部を助成してはいかがかと思いますが、区のご見解をお尋ねいたします。

◎高齢者在宅支援課長

介護者の方のお体の疲れをいやすということは、大変重要なことと考えております。これまでもいろいろ、介護者の方にいかに休息できる時間を確保していただくかということも考えてまいりました。そういったことを考えまして、委員のご提案も参考にしながら、いろいろな方策、支援策については検討してまいりたいと考えております。

◆増田裕一 委員

それでは、在宅で高齢者を介護している家族介護者につきまして、今後区はどのような支援を行っていくのでしょうか。区長は区長選挙の際、家族介護者に対する支援の充実を訴えておりました。区長におかれましては、特に思い入れのある施策と受けとめておりますが、今後の施策の方向性につきまして、区長の基本的なお考えをお尋ねいたします。

◎区長

増田裕一委員のご質問にお答え申し上げます。

今、お話があったように、私も区長選挙のときには、在宅介護の支援ということを公約の1つに掲げさせていただきました。先般、高齢者の行方不明問題の中でも明らかになりましたけれども、例えば100歳以上の高齢者、約250人、そのうちほぼ半々、5.5対4.5ぐらいですけれども、在宅の方がいらっしゃる。これは95歳だ90歳だ、またそこまで詳細に調べていけば、もしかすると、これは1けたけたが違う人数になるのかもしれませんが。そういう意味では、急速な高齢化が進んでいる中で、在宅介護の問題というのが社会的な大変大きな問題だという認識は持っております。

そして、具体的に介護が必要な方が家族の中に出て、そして在宅ですから、その家族の方が一生懸命、愛情を持って家族として介護をするというふうになるわけですけれども、実際問題では、介護している方が、例えば介護が必要な方が高齢の男性であれば、その奥様とかあるいは娘さんとか、そういう形になりますね。そうすると、例えば奥さんだといえ、同じぐらい年もっているし、体力も限界がある。娘さんであっても、いろいろな社会参加の機会を持っていても、やはり介護ということで生活が縛られる、制約されるということがあります。ですから、そういうことが日常的に積み重な

っていけば、気持ちがあっても、精神的にも肉体的にも介護疲れになっていくということが現にあるかと思います。ちょっとコンサートに行きたいとか、友達と映画を見に行きたいとか、旅行に行きたいとかいっても、なかなかそういうことがかなわない。そういう中において精神的なストレスもたまっていて、介護疲れというのがまた1つの社会問題になってきている。これが1つ、今の高齢社会の問題だろうと思います。そこに光を当てていく必要があるんじゃないかということをお願いしていたわけでございます。

具体的に、介護を受ける方がいて、その介護をする介護者である家族を支援するというのは、一体どのような支援の仕方が適切なんだろうかということについて、議論を深めていきたいというふうに思っております。確かに奥深く、幅広いテーマであるわけですが、いろいろなケースがあると思うので、いろいろ総合的に皆さんのご意見も聞きながら、総合的に課題を整理して、行政としてサポートを始める場合には、継続性のある、安定性のあるサービスとして提供していくということが大事になってくると思いますので、課題を整理してそれができるような具体的な、今ここで、こうするああすると私が決めてしまうような単純な問題ではないと思いますので、よく意見を聞いて、何らかの問題意識を持った上で、具体的な施策を早く整理して前へ進めたい、こういうふうに思っております。

そんな中で多くの皆さんからいろいろご意見を、むしろいろいろご提案をいただければありがたいなというふうに思っています。

長くなりまして、すみません。

◆増田裕一 委員

続きまして、騒音問題について、時間の許す限り質疑させていただきたいと思います。

公害等防止、とりわけ騒音問題につきましてお尋ねいたします。

騒音と一言で申し上げても、工場や事業所から生じる騒音、建設現場もしくは解体現場から生じる騒音、店舗や住宅から生じる騒音では、規模や音量、音質が異なります。区民の皆さんから寄せられる騒音に関する苦情につきまして、平成21年度における相談件数はいかがでしょうか。また、近年の傾向、特徴として顕著なことがございましたら、お示しください。

◎環境課長

まず、平成21年度の苦情件数、全体で245件なんですけど、そのほぼ半分が、ご指摘の騒音に関する苦情でございます。

特徴といたしましては、多くは建物の解体ですとか建築に伴う騒音、さらには店舗等における商品等の出し入れにかかわる騒音、また生活騒音としては、深夜、早朝におけるエアコンの室外機等の騒音が特徴として挙げられると思います。

◆増田裕一 委員

実際、騒音による苦痛を抱えている区民の方からご相談をいただいたことがございますが、どこに相談したらよいのかわからないといったご意見も拝聴いたします。相談窓口のご案内等改善を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

◎環境課長

騒音につきましては、第一義的に環境課のほうで受け付けてございます。区の代表電話へおかけいただきましても、環境課公害対策係というのがございますので、そこで対応してございますが、また、今後区民の皆様が迷うことのないように、区政相談課等と連携を深めていきたいというふうに考えてございます。

◆増田裕一 委員

ただ、最初から区役所にかければいいとわかっていればそれでいいんですが、いきなり警察に電話する方とかもいらっしやいますので、そこら辺のアナウンスもしていただければなと思います。

また、騒音につきましては、騒音規制法や東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、いわゆる環境確保条例により、もろもろ規制されていると認識しておりますが、法律及び都条例を遵守しない場合、どのような手順で対応するのでしょうか。

◎環境課長

騒音につきましては、環境基準、今挙げていただきました法律ですとか条例にございます。この環境基準に支障を及ぼしている場合には、法令あるいは条例に基づく是正の勧告等の指導を行うこともあり得るということでございます。

◆増田裕一 委員

改善命令は。

◎環境課長

改善命令もございます。

◆増田裕一 委員

罰則はいかがなんでしょうか。

◎環境課長

騒音規制法及び環境確保条例とも、罰則についての規定はございます。

◆増田裕一 委員

たしか都条例にあったかと思うんですが、まあいいです、先に進みます。

法律及び都条例は、工場や事業所、作業場等大規模な施設からの騒音を想定しております。一方、杉並区は閑静な住宅街であり、先ほど述べた騒音はもちろんです、飼犬の鳴き声や洗濯機や掃除機の動作音等、先ほど課長からも答弁がございましたとおりエアコンの室外機等、身近な騒音による近隣住民同士のトラブルも深刻な問題と考えます。

例えば、今から数年前、当時のマスコミで大きく報道され、問題となった騒音おばさんのような事例では、区はどのような手順で対応を行うんでしょうか。

◎環境課長

ご指摘いただきました例につきましては、騒音というよりもむしろこれは故意にやっている、そういう事例ではないかなというふうに考えてございまして、こういった場合には、区の関係課ですとかあるいはまた警察等との連携をとりながら、指導を行っていくという形になります。

◆増田裕一 委員

身近な騒音問題につきまして、区民の方の中には、条例で規制してはいかがかといったご意見も伺います。いさかか極端過ぎる向きもあり、基本的に住民の問題ですが、こうした問題につきまして、区による何らかの交通整理も必要であると考え次第です。今後の施策の方向性につきまして、区のご見解をお尋ねいたします。

◎環境課長

近隣騒音等、ご指摘の案件につきましては、都の環境確保条例に基づきました指導、こういった条文がございまして、そういったものを踏まえまして、基本的には指導を行っていくという形になるんですが、いずれにしましても、先ほど申し上げたような苦情者、あるいはまたその対象者の中に入って、まずは行政のほうで適切な調整をしていくということが肝

要かというふうに存じてございます。

◆増田裕一 委員

よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。 __